

平成28年第1回

智頭町議会臨時会会議録

平成28年2月15日 開会

平成28年2月15日 閉会

智頭町議会

第1回智頭町議会臨時会会議録

平成28年2月15日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 1号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5. 議案第 2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 6. 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 第 7. 閉会中の継続調査の申し出について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 1号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5. 議案第 2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 6. 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 第 7. 閉会中の継続調査の申し出について

1. 会議に出席した議員（11名）

1番 高橋達也	2番 大藤克紀
3番 岩本富美男	4番 中野ゆかり
5番 平尾節世	6番 谷口雅人
7番 岸本眞一郎	8番 欠員
9番 徳永英太郎	10番 石谷政輝
11番 大河原昭洋	12番 酒本敏興

1. 会議に欠席した議員 なし

1. 会議に出席した説明員（9名）

町	長	寺谷誠一郎
副町	長	金児英夫
教	育	長石彰祐
総務	課	長葉狩一樹
企画	課	長河村実則
税務	住民課	長矢部整
教	育	課長西沖和己
山村	再生	課長上月光則
福	祉	課長國政昭子

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局	長	寺坂英之
書	記	塚越奈緒子

開 会 午前10時02分

開 会 あ い さ つ

○議長（酒本敏興） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第1回智頭町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議に先立ち、去る平成27年12月26日、逝去されました、故 南肇議員のご冥福をお祈りし、謹んで黙祷を捧げたいと思います。

全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

○議長（酒本敏興） 黙祷。

（黙祷）

○議長（酒本敏興） お直りください。

ありがとうございました。ご着席ください。

続きまして、追悼の発言を求めておられますので、これを許可いたします。

11番、大河原昭洋議員。

○11番（大河原昭洋） 昨年12月26日に急逝されました故 南肇議員の在りし日のご尊容を偲び、今ここに謹んで追悼の言葉を申し上げます。

本日の臨時議会で、この本会議場の8番議席に腰を下ろす南議員の温容に接することができないことは、議員一同痛惜に耐えません。誠に残念です。

あなたは、地域住民から推され、平成9年、智頭町議会議員に初当選されて以来、4期11年の長きにわたり、地方自治の振興にその身をささげられてきました。

そして、昨年7月24日の臨時議会において智頭町議会議長に就任されました。その旺盛な実行力と統率力を持って円滑な議会運営を目指していたにもかかわらず、その矢先の同10月、体の不調を訴えられ残念ながら療養の身になられてしまいました。

一日も早い復帰を願いつつ心からの全快の祈りもむなしく、流星が飛び去るごとく私たちの前から消え去られたことは、今後に期待するものが、あまりにも多かっただけに無念さを表現する言葉も見つかりません。

南議員は、いつでも誰にでも平等に接し、ときには冗談も交えながらも齒に衣を着せぬ率直で真摯な言動で、地域においても、町政においても、多方面の意見を出されていたことは同僚議員の記憶から消え去ることのないものでありましょう。

これまでの南議員のご功績とご威徳を偲び、謹んで哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

そして、天にありましても、ご遺族皆様の前途に限りなきご加護を賜りますよう念じますとともに、本町の発展と平和を見守りいただき、安らかなるお眠りをご祈念申し上げます。

南議員が目指されましたように、智頭町発展のために我々議員一同、あなたの遺志を引き継ぎ、全力を尽くすことをお誓い申し上げ、追悼の言葉といたします。

平成28年2月15日 智頭町議会副議長 大河原昭洋。

○議長（酒本敏興） 追悼の発言を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時18分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番 徳永英太郎議員、10番 石谷政輝議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（酒本敏興） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定をいたしました。

日程第3．諸般の報告

○議長（酒本敏興） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成27年12月分から平成28年1月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配布しておりますのでご了承ください。

次に、お手元に配布のとおり、委員会派遣及び議員派遣の結果報告書が提出されておりますのでご報告をいたします。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会が、去る2月10日、12日に開催され、11件の議案が上程され原案どおり可決されています。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧をしていただきますようお願い

願いたします。

次に、八頭環境施設組合議会定例会が、去る2月12日に開催され、3件の議案が上程され原案どおり可決されています。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今臨時会の説明員につきましては、2月9日付けをもって町長及び教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静については、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧頂き、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第1号から日程第6．議案第3号まで 3議案一括上程

○議長（酒本敏興） 日程第4、議案第1号 平成27年度智頭町一般会計補正予算第5号から、日程第6、議案第3号 工事請負契約の締結についてまでの3議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第1回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございました。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

まず、補正予算についてですが、議案第1号 平成27年度智頭町一般会計補正予算につきましては、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、国の補正予算で地方創生加速化交付金が創設されたことに伴い、昨年8月に策定した智頭町総合戦略を強力に推進するため、「育みの郷構想」、「林業の郷構想」の実現など、七つのプロジェクトに取り組むこととしています。

総務費の一般管理費では、本年1月3日に埴師地内で発生した、集落排水処理施設のマンホールポンプ故障により汚水が逆流し、住居及び家財が汚損したため、これに対する損害賠償金を計上しています。以下説明します補正予算につしまし

ては、総合戦略の推進に要する経費を計上したものです。

まず、まちづくり推進費では、「智頭町ファンの獲得プロジェクト」の推進に要する経費として、東京に本町の支店、ランチを設置し、企業向けメンタルヘルスプログラムのPR、移住定住相談会、イベント開催など情報収集・情報発信を充実するための経費のほか、「育みの郷プロジェクト」スタートアップ事業として、女性サポートセンターの設置に要する経費を、「地域資源を循環・有効活用プロジェクト」では、空き家再生事業に要する経費をそれぞれ計上しています。

また、東部1市4町と兵庫県但馬地域2町との広域連携による、移住定住促進事業の推進に要する経費を計上しています。

さらには、兵庫・岡山・鳥取3県境の6市町村地域インバウンド広域連携促進事業として、ホームページの多言語編集に要する経費を計上しています。

地域活性化推進費では、智頭ファンの獲得PRイベントの開催に要する経費を計上しています。

農林水産業費の農業振興費では、「智頭町ファンの獲得プロジェクト」の推進に要する経費として、大阪に本町の支店、ランチを設置、智頭町森林組合と連携し都市部への智頭杉販路拡大、イベント開催に要する経費のほか、「本物の農産物供給体制プロジェクト」では、自然栽培促進事業に要する経費をそれぞれ計上しています。

林業振興費では、「林業の郷プロジェクト」に要する経費として、林業塾の開催に要する経費のほか、「疎開と癒しの郷プロジェクト」では、森林セラピーの企業向け支援に要する経費をそれぞれ計上しています。

商工振興費では、「公民連携事業促進事業プロジェクト」に要する経費として、智頭杉の新商品開発及び誘客支援事業開拓に要する経費を計上しています。

観光費では、東部1市4町と兵庫県但馬地域2町との広域連携による、広域観光連携事業に要する経費を計上しています。

今回の一般会計補正予算額は、8,619万3千円であり、補正後の予算総額は71億4,788万8千円となります。

次に、議案第2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきましては、本年1月3日に埴師地内で発生した、集落排水処理施設のマンホールポンプ故障により汚水が逆流し、住宅及び家財が汚損したため、これに対する損害賠償について和解し、損害賠償の額を定めたものです。

次に、議案第3号 工事請負契約の締結につきましては、智頭町立保育園用地造成工事に係る工事請負契約の締結について、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものであります。

以上、本臨時議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（酒本敏興） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第4、議案第1号 平成27年度智頭町一般会計補正予算第5号から、日程第6、議案第3号 工事請負契約の締結についてまでの3議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

議案第1号 平成27年度智頭町一般会計補正予算第5号の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そういたしますと、補正予算書をご覧頂きたいと思っております。1ページでございます。議案第1号、平成27年度智頭町一般会計補正予算第5号。

7ページをご覧頂きたいと思っております。それから、お手元の方に資料として配布いたしております、加速化交付金の一覧表を、あわせてご覧いただきたいと思っております。

まず、補正予算書7ページでございます。一般管理費では、先ほど町長が提案理由で述べましたが、集落排水処理施設のマンホールポンプ故障により汚水が逆流し、住宅及び家財が汚損したため、これに対する損害賠償金を措置いたしております。

次から説明いたしますものは、地方創生加速化交付金事業関連でございます。

お手元の資料の、A3版で1枚にまとめております、地方創生加速化交付金の一覧をご覧いただきたいと思っております。

まず、まちづくり推進費であります。まちづくり事務費として、東京ランチ推進のための、現地での人材経費としての報償費の他、活動の経費それからイベ

ントにかかります経費、また、オフィスの使用料を措置いたしております。それから、育みの郷プロジェクト推進では、女性サポートセンターの設置・運営に係る委託料を、それぞれ措置しています。

また、移住定住促進事業では、空き家改修5棟に係る設計監理及び再生プランの委託料。それから改修工事請負費の他、1市6町広域連携によります移住定住促進事業として相談会、あるいはイベント開催に要する経費として、旅費でありますとか会場の使用料を措置いたしております。

地域情報化推進事業では3県境の広域連携推進事業ということで、ホームページの多言語版を作成するための手数料でございます。

日本で最も美しい村連合推進事業では、智頭町ファン獲得イベントの旅費を、それぞれ措置いたしております。

次に、地域活性化推進費の疎開保険事業では、これも、智頭町ファン獲得イベントに要する経費として、旅費などを計上いたしております。

それから、農林水産事業費の農業振興費の、ホンモノの農産物づくり推進事業では、自然栽培の推進事業費補助金を計上いたしております。

次に、地域農林業活性化・交流促進事業では、ここでは大阪ランチ推進のための現地での人材の経費としての報償費のほか、旅費でありますとか活動経費、また、オフィスの使用料をそれぞれ計上いたしております。

林業振興費では、引き続き林業塾の実施の委託料を、それから森林セラピー事業では企業向け森林セラピー支援補助金をそれぞれ措置いたしております。

次に、商工費の商工振興費では、智頭杉の新商品開発でありますとか、本町への誘客支援事業開拓委託料を計上いたしております。

観光費では、1市6町広域観光連携事業といたしまして、広域観光グランドデザイン、観光ルート創出、観光ガイドアプリ導入などの負担金及び超小型モビリティを導入する経費をそれぞれ計上いたしております。

以上、合計8,619万3千円の補正となっております。

なお、財源につきましては、補正予算書の2ページ目にありますとおり、地方創生の加速化交付、国庫支出金、それから繰越金、から諸収入をもって措置いたしております。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） まちづくり推進費の中の育みの郷構想事業委託料ですね。これは、産科医院を企業誘致をして、そこに女性サポートという事業を委託するという構造、だと私はこれ理解してるんですが、まず、委託する形ですね。

そこら辺はそういう理解でよろしいですか。どうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） このサポートセンターにつきましては、いま智頭町で進めております産科医の誘致に向けてですね、現在智頭町内で助産師さん等ですね、いま来ていただいて、今後この1年でですね、育みの郷を作る前提としての準備ということで、町内で女性のサポートをしていただくための委託料ということで、場所につきましては未だ確定しておりませんが、町内の中にそういったところを設けまして、町内の産前産後の女性、それから町外等を含めて、そういった事業を準備の段階ということで、今回につきましては、そういった委託料を計上しております。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） じゃあこれは、まだ産科医院はできてないけど、その産科医院に多分所属するであろうスタッフを活用して、その女性の色々な産前産後のケアとかっていうことを町が、そういうことをしてくれという委託ということなんですか、そこら辺どうですか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 目指す「育みの郷」を前提にですね、智頭町でそれを作るためどういったことができるかという一つ的前提の中で、いま模索、あと1年ですね、そういった中で、準備段階ということで委託をするということでございます。

どういったことが想定されるかわかりませんので、その前段として、やはり女性に対してどういうサポートができるか、ということ町立病院それから保健師さん等と話しながら、そういった中で、智頭町の中でまず取り組んでみるということのための委託でございます。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 実際にはじゃあ、この委託料の600万ですね、この600万の事業の経費の内訳としては、これは人件費なんですか、いろんな具体的な事業をするのにこれだけの費用がいるというものなんですか。

この600万の大体の大まかな内訳的なものは、どんなものなんですか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 大きなところは、人件費となっています。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 人件費ということは、町がこれは雇用にするんですかね。どういう、その、どっかの企業誘致したところに補助金として出して、そこから雇っていただくという形になるんですかね。

ここら辺はどういう形に。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 先ほど申しましたように委託ということがございますので、まだその前段です、智頭町の中でそういった試みをするということで、その該当者といいますか委託して、智頭町の中でまず働いていただく。

そういった前段の取組でございます。

○議長（酒本敏興） はい。まとめてお願いをいたします。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） この委託というのは、企業誘致する産科医院に委託ということになるということですか。この、たとえば、この具体的に3名の方に委託するという形なのですか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） まだ産科医院という形がはっきりしていませんので、そういったものを誘致するための準備段階ということで、今、助産師等をやっている方に入っていただいてやりますので、産科医院に委託ということではありません。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 移住定住の空き家の改修工事とあるんですけど、その場所はどのへん、どの辺りになるんですかね。地域でわかったら教えていただきたい。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） このたび挙げておりますのは、加速化交付金ということで5棟挙げておるんですが、まだ場所としては決まっておりません。

当初には一応1棟計画しておりますけど、それ以外については、この加速化交付金がもしつけば、町内でそういった所を探してやりたいというように考えております。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 計算でしますと1軒が500万程度となると思っておりますけど、これは、その改築する家にあたって前後することもありますよね。多くなったり少なくなったり。総額がこの金額ということによろしいでしょうかね。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） そのとおりでございます。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。はい。

6番、谷口雅人議員。

○6番（谷口雅人） それに関連して確認なんですけど、物件の改修後の維持管理等についての契約の条件等、ちょっと確認の意味でお願いします。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 基本的に、智頭町が10年お借りしてですね、それで智頭町とそれから借りられる方の契約になります。以上でございます。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 同じく、今のこの移住定住の所なんですけど、設計監理とこの再生プランですね、設計監理は当然わかるんですが、この再生プランというのは、どういう中身のものなんでしょうか。

○議長（酒本敏興） いいですか。河村企画課長。

○企画課長（河村実則） ちょっと調べてからにさせていただきます。

○議長（酒本敏興） 調べてから報告と言っていますが、よろしいですか。

そのほか、ありませんか。

1番、高橋達也議員。

○1番（高橋達也） 公民連携事業推進プロジェクト。智頭杉の新商品開発と

いう事なんですけれども、具体的に、こんなものをと想定されているものがあるのかないのか、どうでしょう。

○議長（酒本敏興） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 現段階では、具体的にこういったものというところはございませんけど、東京、大阪ブランチ、各支店ができますので、ここでの関係機関との連携を踏まえながら、新しい商品の開発というものを智頭杉を使ってやっていきたいと考えておりますので、今現在では具体的なものはまだございません。

○議長（酒本敏興） 1番、高橋達也議員。

○1番（高橋達也） 了解しました。

もう1点、別の事業で、県境広域観光連携、インバウンドという横文字の関連の事業ですけど、兵庫・岡山・鳥取3県境の6市町村ということなんですが、ちょっと確認の意味で、具体的に何町何町というのがわかれば教えてください。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 3県のインバウンド事業でございますね。鳥取県は智頭町だけですし、宍粟市、西粟倉、美作、上郡、佐用。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。はい。

1番、高橋達也議員。

○1番（高橋達也） わかりました、その件は。

それで、ホームページの多言語化ということですから、日本語以外の、ひょっとしたら中国語、韓国語、英語くらいかなあとは思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 今、頼んでおりますのが、日本語以外ということで、当然、韓国語、それからあと英語、それからあとは中国語になるのか、まだはつきりしておりませんが、そういったことをする予定でございます。

○議長（酒本敏興） そのほか、ありませんか。

4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） 企画課、新規事業開拓委託料の件ですが、新規事業開拓及び新商品開発の目標値をお聞かせください。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） まだ具体的な目標値というのは考えておりませんが、先ほど山村再生課長が申しましたように、智頭杉を使ったものについて考えられるものを、予算がつきましたら考えていきたいという現状でございます。

○議長（酒本敏興） 4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） この地方創生は、P D C Aサイクルで行っていくと聞いております。目標値がないまま進んでは、チェックも何もできません。委託にしても、その目標値がなければ委託の度合もわかりません。目標値は早急に設定すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 財政上にもこの目標値といいますか仮のものは、今ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（酒本敏興） はい、河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 今回出しております加速化交付金の中で、K P I等の設定がございしますが、この加速化交付金ということで、つくつかないがございまして、今回申請した中ではK P Iは確保しておりません。

○議長（酒本敏興） 6番、谷口雅人議員。

○6番（谷口雅人） 大阪ランチで行われます、熊本県小国町とのコラボ、共同出店ですけれども、九州の一大林業地をということで、わが町とある意味競合する部分を持っておられると思うんですけど。その出店する意義を。

○議長（酒本敏興） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 今回の出店はですね、従来であればですね、ひとつの市町村等で取り組むことが多かったんですが、これを九州、四国、中国地区という3地域が連携して取り組むというところが非常に大きなものでございまして、これを関西エリアの方でやっていくことによりまして、それぞれの地域独自ではなく、もっと広い範囲で連携して、それぞれの不足しているものを補いながら、あるいは統べているところを活かしながら、そしてその連携を組んでいる他の町を引っ張りながら進んでいくというところが、この取組の秀でているところだと考えております。

○議長（酒本敏興） よろしいでしょうか。

企画課長、先ほどの質問の回答はまだですか。では、わかり次第受けます。

その間、他の質問を受けます。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 本物の農産物づくりの補助金ですが、これは3名の方を都会からということの構想のようですが、この補助金の、補助をするというのは、どの部分にどういうものに補助をするということなんでしょう。

○議長（酒本敏興） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） このたびの自然栽培の補助金につきましては、今おっしゃいましたとおり3名募集をしているところでございます。こういった方々にですね、自然栽培の智頭町内でのモデルを作っていただくということで、組織をひとつ作っていただきたいと考えております。

その組織に対しまして、補助で色々なものを支援していく訳ですけども、1番大きなものは、まず、この自然栽培を取り組むための農業用機械、中古品とかではございますが、そういったようなものが1番大きなウエイトを占めてまいります。

移住者の方、3名募集しておりますので、まずこちらに何も来られます。ですので、生活するベース、それと耕作するベースを町の方で提供しながら、自然栽培に取り組んでいただきたいということで、機械のほかにですね、自然栽培の実際の講習的なもの、これも見ておりますし、あるいは実際に商品化していくまでの加工する機械、こういったようなものを含めてトータルで420万という積算をしております。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） これまでも、野菜新鮮組というような組織があって、ホンモノの農産物作りということ謳ってた訳なんですけど、今回のこのホンモノの農産物作りという、その謳いですね、そこら辺、どう整合性をというか、今回は全く農薬だ肥料を使わないということでホンモノの農産物という具合に謳っているんですけど、従来のホンモノの農産物作りと、どうこれは、一体のものなのか全然全く別のものなのか、そこら辺はどうなっているんですか。

○議長（酒本敏興） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 今回の自然栽培のものにつきましては、町内に自然栽培の野菜、無農薬の野菜、こういったものを求める業者の方も実際に入ってこられたところから、動き始めとる訳なんでございますけれども、従来の新鮮組でいきますと、やはり今おっしゃいましたとおり、農薬等、肥料等も使

っておりますので、そういった業者さんには使っていただけないということがございます。

ですので、智頭町の中で、ホンモノの農産物というものを、これは、ひとつは新鮮組のやっておりますおじいちゃんおばあちゃんの作った安心安全な野菜、それともうひとつは、完全に農薬、肥料等を使わない、そういったようなもの、この2通りで智頭町の中で農業を進めていきたいという風に考えておりますので、ひとくくりでは一体化はしないかもしれませんが、大きなくくりで言えば、ひとつのものだという風に考えております。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 従来のホンモノの農産物作りと違った、ニーズが違うんだという話で、逆に、そのニーズがあるからこういうものを推進しようとするんなら、今、町内でやっている方々をね、農薬を使っているからその人たちののはダメなんだと言ってるんだしたら、農薬を使わないように、このニーズに合うような栽培を今の方に進めていけば、十分町内の方も恩恵を受けるし、わざわざ、そのただ単によそから人を連れてくるだけの目的なのか、そこら辺がちょっとはっきりしないんですけどね。

今言ったように、本当にそういう無農薬、無肥料の野菜の作ったもののニーズがあるならば、町内の方にそういう具合に方向転換をさせていけば、十分対応できるんじゃないかという気がするんですが、そこら辺どうですか。

○議長（酒本敏興） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 智頭町で自然栽培をやっていくにあたりまして、それは農業者の方のひとつの選択肢であるという風に考えておりますので、町の方で自然栽培しかしてはいけないとかですね、それと新鮮組のように低農薬のものでないといけないということは考えておりません。

ひとつの選択肢として無農薬というものもあるという道を、智頭町の方に作っていくことで、ホンモノの農産物作りの郷ということで取り組んでいきたいと考えております。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 私は、その確かに、地方創生で人口の減少を食い止めるということ、外から人に来ていただくことも大切なんだけど、もうひとつは、地域の方がそういう具合に、この農業のホンモノの農産物作りということで、

売り先を見つけ活性化できるんなら、今、この野菜新鮮組なんかは売上に低迷している訳ですね、売り先に苦労して。

だったら、そういう方を方向転換して、無農薬で、無肥料で作ったものをどうですかという具合に方向転換した方が、地域の活性化によりつながるような気がするんですが、やっぱりそこら辺は考えていないんですかね。今の町内の方に、そういうこのホンモノの無肥料無農薬の農産物作りに誘導していくというようなことは考えていないということですかね。

○議長（酒本敏興） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 町内の方々を、そういう自然栽培の方に誘導することは考えていないのかということですが、これは、考えております。

それで今回の取組は、今回移住してきていただく方、その方々でやってくださいという意味ではなく、智頭町におきまして、自然栽培のモデル、これを実際に実践していただくということですが。

それをもちまして、実際にやっていけるというのを示していただきまして、町内の今やっていらっしゃる方々もですね、自然栽培に取り組んでいきたいという動機付けにもつなげていきたいと思っておりますので、最終的には、移住者も含めまして、町内の農家の方々が無農薬の栽培をすることによりまして、それを智頭町の特徴という方に持っていったらと考えております。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

1番、高橋達也議員。

○1番（高橋達也） 超小型モビリティの導入事業ですけれど、あと1台か2台買われるということですかね。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 1市6町の、この加速化の中で、それぞれの市町村の素材の磨き上げというのがございまして、本町では、現在2台のモビリティを観光協会の所に置いておりますが、さらに2台、購入できたらということで計上させていただいております。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

はい、河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 先ほどございました、空き家再生プランでございま

すが、これは智頭宿内にございます智頭町に寄付していただきました平野邸。
またマルテの跡、こういったものをですね、再生プランで考えていきたいとい
うことで今回計上させていただいております。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） この空き家再生プランというのは、例えば、今言っ
たようにマルテの跡地等をどのように活用するかということで、このプランの
中で考えていくという、そういう理解でいいんですか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 例えば挙げておるんですけど、これ以外にどういっ
たものがあるんかということこれから考えていくんですが、この加速化が
つければ、そういった今まで懸案となっておりましたマルテ跡とか平野邸とか、そ
ういった所に本格的に予算を投入できればということで、今回計上させていた
だきました。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） これは、どこが請け負ってどこが設計監理委託をする
かわからない、これはもう別のものだという理解でよろしいんですか。別の所
に、これはそういう委託をするというようなことだという、そういう理解でい
いんですか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 別の所というよりは、先ほど言いましたように、平
野邸とかマルテとかこういったものを、活用について専門家に委託して、その
活用を考えていきたいということでございます。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） ですから、私が聞いているのは、今言うこの移住定住
の空き家を改築工事ですね、5棟。で、そのための設計監理委託。これは当然、
そのふたつは一体ですから。

じゃあ、この真ん中の空き家再生というのは、それらと別のもんだと、別の
所に委託するんだという理解でいいんですかということ。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 別かどうかわかりませんが、先ほど言いましたも
のとは違うということで、移住でもトータル的に移住定住の事業の中で、そう

いったこともトータル的に考えていきたいということで、全てが同じ業者とかに委託するものではございませんので、そういったところをご理解いただきたいと思います。

○議長（酒本敏興） そのほか、ございませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 先ほど、このモビリティの話が出たんですけど、現行のこの2台の活用状況というものを、後で、資料でいただけませんか。

どうも見とって、そんなにフル活動しとって、さらに新規で2台入れて、十分それで効果が発揮できるかどうか、どうもそこら辺が疑問に思ってますのでね。現状の今の2台のこのモビリティの利用状況、そういうものを後で出していただけませんか。どうでしょう。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 利用状況につきましては、観光協会等に問い合わせ後から出したいと思っておりますけど、現在、以前智頭石油の所にあったものを観光協会の所へ移しました。その後の利用につきましては、カフェ巡りということで結構利用がされておるのが実態だと思います。

それから、ほかの市町村にない独特なものでございますので、独自性としては十分PRできるかな、アピールできるかなと考えておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 独自性は、そりゃまあいいんですが、実際にその活用についてね、現状で入れてる部分の活用が、本当に町民から見ると、ああこれは本当によく使って、観光客に利用されて役立っていると理解していただけたらいいんですが、さらにこれを2台入れると本当にね、独自性だけで入れるという考えでいいのか、そこら辺をやっぱり、まあ身銭を切るお金じゃないから、独自性を出すために上げましよう的なものではどうかなあという気がしますので、とりあえず、ある程度実績に基づいて、この2台を導入してもさらに効果が出るんだというものがなければね、無理だと思うんで、後から、企画課の方から観光協会の方をお願いをして、利用状況という形での資料提供をお願いしたいと思っております。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 利用状況につきましては、後から出させていただきます。

今回の加速化ということで、確かに議員の言われることもわかるんですが、今後、地方創生に向けて、智頭町としてこういったものを活用しながら新たな活路を見出して行きたいということもございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（酒本敏興） そのほか、ありませんか。

4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） 育みの郷構想で、先ほどの質問の中で、女性サポートセンターというのは産前産後のケアをするということでしたが、もうちょっと中身をですね、このケアだけなのか、その他どのような機能を持つサポートセンターにするのか、具体的にもう2、3教えていただけたらと思います。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 主に、相談業務というのは今考えておまして、これ具体的にどういったことが今後できるかということも踏まえて、まず今回取り組んでいきたいということがございます。

私も細かい専門家ではございませんのでわかりませんが、その相談業務をしながら、そして智頭病院等との連携をしながら、やはり智頭町としてこれからどういったことができるかということ踏まえて、進んでいきたいということがございます。

○議長（酒本敏興） 4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） 相談というのは、やっぱり妊婦さんの相談なんですか。その対象者がちょっとわかりにくいので、その対象者についてお答えください。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 女性ということがございますので、産前産後妊婦さんも含めてですね、トータル的なことを考えています。

○議長（酒本敏興） 4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） はい、ぜひとも、トータル的なことを考えていただきたいと思います。

女性特有の乳がん、子宮がん、その他更年期障害、不妊とか、本当に女性って

悩みが多いです。そういう悩みを気軽に相談できるサポートセンターだったら、私はいいと思うんです。ですけれども、それって結論的には、病院、智頭病院や智頭の福祉課に相談もできる訳ですよ。ですから、この補助金で、智頭病院及び福祉課の充実を図るっていうこともひとつの案ではあるかと思うんです。ですけれども、あえてこの女性サポートセンターを別に設置するというのは、意味が大きいと思うんです。そこのところをですね、十分に考えていただきたいと思うんです。

この助産施設を作るということは、私は賛成です。賛成ですが、ですが、本当にこの町内におられる全女性のサポートをするような施設でないと、ちょっと意味がないかなあと思ってはいます。

ですから、公の施設を充実させるか、個別の助産施設に重きを置くかというようなこともですね、本当に考えていただきたいなと思う訳です。その点いかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 先ほど、ちょっと答弁で説明不足はございましたけど、当然福祉課、教育委員会、こういったところとの連携は十分に図りながら、ことは進めていくということとですね、あくまで助産施設がどうこう以前に、やっぱりさっき言いましたように、トータル的な女性のケアを、専門家、それから病院、教育課、福祉課、こういった中でトータル的にやっていきたいということでございます。

○議長（酒本敏興） はい。そのほか、ありませんか。

9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 自然栽培の補助金なんですけどもね、まあ先ほどの説明で理解はできるんですけども、早瀬のシェアハウスで3名ということですので、多分、移住定住を視野に入れておられると思うんです。

で、自然栽培そのものが、やはりどうですかね、軌道に乗るのに相当な時間がかかると思うんですね。ですから、ここで補助金を使って、すぐそれが目に見えてくるというものではないと思うんです。

長い視野で何年、最低でも5年、あるいは10年かかるかもわからない。そういうこともやはり考えられてのことだと思うんですけども、その前提としてですね、圃場とか作物とか、それから出先とか、そういうものもですね、まだまだこ

れからモデルということですので、まあそこまでは視野には入れておられんとは思いますが、そこまでやっぱり見て、やっぱり来ていただく方にそういう説明をしていただかんといけんと思うんでね。

そこら辺りの軌道に乗るまでの補助とか何とかみたいな、そこまではほかの助成と絡んでいかないと、これだけだったらすでに4、5年で終わってしまうんで、そこら辺りの考え方はいかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） はい。おっしゃるとおりでございまして、なかなかそう簡単には軌道には乗らないというふうに考えております。それで、今おっしゃいました、その既存の支援を活用してまいりたいと思います。

これは、具体的に言えば、青年就農給付金でございしますが、これをするためには、自然栽培は当然していただく訳ですが、それ以外にも、通常やっております農薬や肥料を使うような、そういう栽培、それもあわせてやっていただきながら生計を立てるとともに、この自然栽培の方も徐々に徐々に軌道に乗せていくということをしていただきたいというふうに考えておるところでございします。

それと、先ほど申し上げました、その自然栽培の塾の方でございしますが、これもやはり、自然栽培といいますのは全国的に色々とネットワークがございしますので、栽培方法から販売先まで、こういったような所まで、そのネットワークを通じて支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） それでは、ないようですので、質疑なしと認めます。

続きまして、議案第2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 失礼します。

そうしましたら、議案の1ページの方をご覧いただきたいと思います。

議案第2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

これは法律上、町の義務に属する汚水流出事故による損害賠償について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定したことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、和解の相手方、鳥取県八頭郡智頭町大字埴師60番地1、草刈英樹さん。
2、和解の要旨、町は損害賠償金5,296,777円を支払うものとするこ
と。3、事故の概要、かっこ1ですが、事故発生年月日、平成28年1月3日。

2、事故発生場所、鳥取県八頭郡智頭町大字埴師60番地1、草刈英樹宅。
3、事故の状況、町が管理する排水施設処理のマンホールポンプがエラーによ
り停止したため、汚水が逆流し、和解の相手方宅へ流入し、和解の相手方所有
の住宅及び家財が、流出した汚水により汚損したものであります。

なお、和解の日につきましては、平成28年2月2日であります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありませんか。

10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 過程の報告は見てわかった訳なんですけども、それが
いいか悪いかは別にして、停電っていうのはね、いつ何時起きるか。

電気のトラブルは、私は、それはいつ何時起きるかもわからないと思っておる
んですけど、そのことによって生じたということは、今後もゼロではないという
ことが見込まれると思うんです。そういうところの考えはいかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 何遍かご説明させていただいたと思いますけれ
ど、今後の対策ということで、特に電気系統につきましては、業者の方と相談
しまして、特にポンプが止まらないようにというようなことの改造も徐々に行
って、特に大きな所への、こういう基幹的なところにつきましては、徐々にポ
ンプも、新しいポンプ、強いポンプであるとか故障に強いポンプに替えていく
ようにやっておりますし、あと、ここにつきましては、そのような対策をして
おります。

それから、もしも何かが発生した時の通信体制ですが、こちらの方も電話回
線であったものを、例えば携帯電話に、直接担当者の方に直接電話が来るとか
というようなことに、徐々に変えていくようにしております。

また、この家につきましてはですけども、これからになりますけれど、この
世帯につきましては、汚水の流入の経路というものを、ほぼ今までが、工事の
関係で工法の関係で、ダイレクトにこの家の汚水がマンホールにつながってい

たというような状況がありましたので、これを改善するという事で、1度管路の方に流してからというようなことで、これは年度内で、年度内予算で何とか対応したいと考えておりますので、こういうことが起きないように対策を練っていきたいと考えております。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） このような場所は、やっぱり地域性があるって、1軒ではなかろうかと思っております。そのような所は何軒くらい想定されるんでしょうかね。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 大きなポンプ、例えば智頭で言いますと、錦橋であるとかもみじ橋の所にあるポンプ、それから基幹的な所にある、このような埴師の塩田の所ですね、このようなポンプですと、基幹的なポンプと言いますと大体、今考えてもたぶん10箇所程度のものがありますけども、このような、直にマンホールとつながっていたというようなことは、大きなポンプではなかったです。

過去に、例えば大内というような所で、こういう事故が発生しておりますので、ひとつひとつのポンプということになりますと、やはりそれぞれまた洗い上げてみないとどうなるかというのはわからないですけども、大きなポンプの所ではこのようなことはない。この1箇所だと認識はしております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 今後もゼロではないと、以前にも大きなことがあったと言うことはお聞きしとるんですけども、そういうことを鑑みてみますと、やはりその事前の予知能力っていうんですか、そんなことを思っと思って、今後も進めてほしいというのが思いや願いなんです。

起きてからの対処だったら、誰でも出来ることっていうことになりますので、そこらのことを言って、申し出をしたいのと、相手の方は、再度聞くんですけど、それで、もうご承知だということで、今後のことは一切ないということでよろしいですね。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 特にあの、この草刈さんにつきましては、先ほ

ど申したような対策のことを説明申し上げて、こういうことが2度と起こらんようにということで、こういう対策もやりようりますということで説明しておりますし、また、議員がおっしゃったように、ほかの所につきましても、こういうことが起きる可能性がない所ある所がどうかということも含めて、ポンプの構造であるとか管路の構造であるものを、もう1度見直すというような作業も進めている所であります。

以上です。

○議長（酒本敏興） はい、3番、岩本富美男議員。

質問ではないですか。

はい、では、暫時休憩します。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時18分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの議案につきまして、そのほかに質疑はありませんか。

9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 和解がついたということでありまして、やはりこういう案件はですね、結局どうか、本人さん、これですごい気を、気分的にどういうか悩まれてというか、それが起因かどうかはわかりませんが入院されてますね。

本当に大変な事態でありますし、和解が済んだからこれで終わりというふうなことでなしに、これから先、これが起因と思われる、原因と思われるような事案がもし発生した場合にはですね、やはり、それなりに柔軟な対応をしていただきたいなあというのが、本人さんの気持ちであろうかと思うんです。

和解がとりあえず終わりました、しましたけども、そこら辺もやっぱり酌んでいただいて、終わったけえもうこれから先は全然何も知らんでではなくて、もう少し、もしこれに起因するようなことがありましたら、やはり柔軟な対応をしていただきたいなあと思うんですけど、この辺いかがでしょう。

○議長（酒本敏興） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部整） 議員がおっしゃるとおり、確かに、奥様それからご本人、色々と、精神的にも身体的にも色々と、衰弱というかそういう状態にあることは存じておりますし、私含め職員も、何度か顔を見たりとかというこ

とで行かせてもらっております。

また、そういう状態にあることを聞いておりますので、福祉課の方の保健師さんの方にもお願いをして何度か訪問というような形もお願いしてまして、これからは、言われるように、済んだからもう終わりだよってことじゃなしに、先ほども言ったように、工事の方、修繕工事の方も家の前の方から始まりますので、またそういうことも含めて、折に触れ、顔を見させてもらったり、訪問させてもらって、フォローの方はやっていきたいなどは考えております。

以上です。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

議案第3号 工事請負契約の締結についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案の2ページをご覧いただきたいと思います。

議案第3号、工事請負契約の締結について。

1、工事名、智頭町立保育園用地造成工事。2、工事場所、智頭町大字智頭。
3、契約金額、59,076,000円。4、契約の相手方、鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1804番地18、有限会社國本建設、代表取締役、國本国臣。
5、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

1番、高橋達也議員。

○1番（高橋達也） 工期を教えてください。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 本議会の議決を得ましてから本契約に入る訳でございますけど、一応、3月31日までということでの契約を締結することとしております。平成28年の3月31日までということ、繰越を前提に契約をすることとしております。

○議長（酒本敏興） そのほか、ありますか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎）　　まずこの、指名競争入札ですが、何社、応札したんでしょうか。これ、落札率がいくらになりますかね。そこら辺もちょっと。

○議長（酒本敏興）　　西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己）　　指名業者は、町内の3社でございます。落札率につきましては、99.16%でございます。

　　以上です。

○議長（酒本敏興）　　7番、岸本眞一郎議委員。

○7番（岸本眞一郎）　　先ほど、全協の場でも質問したんですが、今回のその場所的に、非常に湿地的な部分があって、排水対策を万全にしとかんと、あとで不等沈下等が当然起きやすいと。

　　そういう場所だったと説明を受けたんで、今回のこの造成工事に、そこら辺のどのような対応をですね、排水対策、どのようなものが含まれているんでしょうか。

○議長（酒本敏興）　　西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己）　　まず考えられます設計上の話としまして、擁壁そして排水溝の敷設、これらにつきましては、想定される箇所において掘削等も含めて、万全を期するよう、考えておる所でございます。

　　以上です。

○議長（酒本敏興）　　7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎）　　じゃあ今回のこの契約金額の中に、擁壁ですね、周囲、境界線も含めた擁壁と、排水等の対策も含まった内容の契約だという、まず理解でよろしいんですね。

○議長（酒本敏興）　　西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己）　　結構でございます。

○議長（酒本敏興）　　7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎）　　今回、その面積が9,800平米でしたかね。まあ9,800平米で、どのくらいな厚みですね、厚みの造成、新規に入れる土砂、持って出る表土、残土の発生量、それらは、数字はわかりませんか。

○議長（酒本敏興）　　西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己）　　詳細な部分につきましては、少し時間をいただいておりますので、その点について、よろしくお願ひしたいと思

ます。

○議長（酒本敏興） 　では、保留ということで、暫時休憩します。

休 憩 　午前11時28分

再 開 　午前11時32分

○議長（酒本敏興） 　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの議案につきまして、ほかに質疑はございませんか。

10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 　他のことはいいんですけど、先ほど課長が申されたのは、工期が今年度の3月31日だということを使ったんですけど、今の状況から見て、工期は延長せなできないものではないかと思えますんですけど、そのところを、できる答弁でよろしいのでしていただけたらと。

○議長（酒本敏興） 　西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 　今回の契約におきましては、先ほど述べましたように、工期につきましては、平成28年の3月31日までという契約をすることにしております。

その後におきましては、繰越、事業の繰越をしたいと考えますので、そのときには、議会の皆さんにもまたお諮りをいたしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 　7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 　先ほど私が聞いたのは、今の表土をはぐって、外から土砂を持ち込んで造成する形になると思うんで、私としては、その残土をどう処理、どうやって処理するのかということや、本当にそんな軟弱な地盤の所に、どのくらいな厚さの新しい土砂を持ち込むのか、そういったものが、本来、議員が理解しとかなければね、本当にこの造成というものが、本当にきちんとしたものになるのかということが理解できないから私は質問してるんで、その金額だけで了承してくれということでは私は決してないと思うんです。

ですから、中身については、後で資料等、提出すると言ってますので。

どうですか、ちゃんとそこもちょっと確認しておきたいんですが、資料出していただけますね。どうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 　西沖企画課長。

○教育課長（西沖和己） 全協の間でも申し上げておりますが、必要な書類に際しては、資料提供はやぶさかじゃございません。しかし今回におけます、この議案につきましては、この契約事案について承認を求めることとしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） ですから本来ならば、この議案に対して私たちが事前にしっかりと工事の中身というものを理解して、金額を承認するという形だと思ひうんです。

ですが、それが今回、要求してたにもかかわらず出てないと。ほんで、本会議でもなかなかそこまでは答弁できないということであるから、全協でも言ったように後で資料提供しますと言ひてますので、出してもらえますねということと言ひてますんで、再度確認です。

あとで資料、大まかなことを言ひますのでね、資料出していただけますか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 概略としての資料提供は、させていただこうと思ひています。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 先ほど言ったように、残土が相当発生すると思ひうんですが、その処理というものは、今回、この契約金額には入ってますか、入ってませんか。

それと、その残土をどのように仮置き場に置くのか、そこら辺はどういうことを考へているんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 残土の処分費につきましては、この予算の中に含まれてございます。

また、残土処分におきましても、しかるべき対応で残土を処分するということが計画をいたしとる内容になっております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 具体的に、その残土の処理を町外に持ち出すのか、町

内で一時保管するのか、そこら辺は、どう考えているのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 先ほども申しあげましたように、この議案といいますが、工事請負契約の締結に関わる事項についてであろうかと思えます。

従いまして、詳細につきましては、本来の趣旨とは違うと考えられますので、控えさせていただきたいと思えます。

○議長（酒本敏興） 答弁は、そこで、この答弁で受けていただきたいと、こういう具合に思えます。

10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 元来、それまでに、入札の前に閲覧というものがございまして、議員といえども、そういうものがわかりたかったら、その時に見に行つて、その場所で閲覧するというのが、元来の姿じゃないのでしょうか。

大体がそういう入札前には見るもんじゃないし、済んだ後でも閲覧を許し願えないかという、その各課に言ってですね、そのようなことをするんだつたらわかるんだけど、出せ出せというようなことを言っていたら、それこそ大きな問題になるんじゃないでしょうかね。

議長、そこらのとこを判断して質問を受けていただかないと、何から何までが少しちょっと変になってきょうるような気がしますんで、よろしく願ひします。いかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖課長。今のは、西沖課長の方で答弁してください。質疑の時間ですのでね。

はい、西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 私は資料提供につきましては話をさせてもらった訳ですけども、その件につきましては、概略としての内容につきましては、資料提供はさせていただこうかと考えております。

その機会はと言いますと、まずは、所管の委員会等におきまして、みなさんに資料提供はさせていただこうかと思っております。

これは、委員会といいますか、全協の場でも出ておりましたので、そのことは、概略としての、この事業の方向についての資料提供ということで、資料の内容をまとめたうえで、みなさんに提供させていただくことに、と考えております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 元来、閲覧というのは何のためにあるんだ、課長。課長がしっかりしてくれとったら、答弁一遍で終わると思うんです、私が言いたいのは。

それで、その分の資料提供はまた委員会で出すということですけども、まあどこまでの分を出すかはわかりませんが、そういうものは、先に閲覧するなり、開示請求して後から見させてもらうなりとか、いうものが筋だと思っております。

このことが全部崩れていきますと、全部が、これまでの成り立ちっていうんですか、秩序っていうか順序があったものが全部崩れていきますんで、そこらのはしっかりしてほしいと思いますし、また議長においては、そのような質問は受けていただかないように、よろしく願いしときます。

以上であります。

○議長（酒本敏興） それでは、以上をもちまして、質疑の時間を終わりたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時40分

再 開 午前11時52分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第1号 平成27年度智頭町一般会計補正予算第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第1号 平成27年度智頭町一般会計補正予算の第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第2号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号 工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第3号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長(酒本敏興) 日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成28年第1回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成28年2月15日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 徳 永 英 太 郎

智頭町議会議員 石 谷 政 輝